

中古車を注文して翌日なのにキャンセルできない！

#### 事例

中古車を購入することになり、販売店で注文書を書き、仮押さえしておくためと言われ、申込金1万円を払って帰りました。しかしよく考えてやめることにし、翌日キャンセルを申し出ましたが、販売店は注文書に署名、捺印をしたのでキャンセルできないと言います。本当にキャンセルはできないのでしょうか。

#### 助言

契約成立前であれば、キャンセルは可能です。

日本中古自動車販売協会連合会の自動車注文標準約款を用いた注文書であれば、契約の成立時期について記載があり、注文の翌日であれば、契約はまだ成立していません。

申込金も返金されると思われます。まず、注文書の裏面にある約款で契約の成立時期を確認するよう助言しました。

#### 解説

中古車の契約におけるトラブルでは解約に関する相談が多くなっています。

日本中古自動車販売協会連合会が採用している標準約款では、契約の成立する時期を、現金販売の場合は、(1) 自動車の登録がなされた日、(2) 注文により販売会社が修理・改造・架装等に着手した日、(3) 自動車の引渡しが行われた日のいずれか早い日としています。また、クレジット販売の場合は、「信販会社の申込みまたは信販会社の承諾通知」をした日としています。ただし、契約が成立する前に申し込みをキャンセルした場合、販売店が車庫証明などの手続きを行っていた場合には、実費のみの請求ができるとしています。

しかし、販売店によって別途独自に契約の成立時期を定めていることもあり、その場合はその記載内容に従って判断することになります。

申込みの前に契約内容について確認しておきましょう。